

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

(1枚につき1つの意見を記載してください。)

複数意見の場合 (1枚目/7枚中)

氏名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職業	
住所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5階
電話番号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	
※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。	
・意見の対象(どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。)	
第2 被害回復裁判手続の制度的な対応	
1. 対象となる事案の範囲	
(1) 請求・損害の範囲の見直し	
① 慰謝料	
・意見の内容	
本論点については、法制化に強く反対する。	
・意見の理由	
・慰謝料は、個人によって大きく異なる性格のものであり、画一的に算定できるものではない。消費者の授權がない一段階目の共通義務確認訴訟において、慰謝料を画一的に算定できない以上、適切かつ迅速に判断することが難しいため支配性が認められず、本制度の対象とすること自体が困難であると考えます。	
・また、法第62条第1項の規定により、同事案の慰謝料訴訟を別途提起している個別の者の訴訟を止める可能性があり、当該個別の者の迅速救済が図られなくなるおそれがある。	

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

(1枚につき1つの意見を記載してください。)

複数意見の場合 (2枚目/7枚中)

氏名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職業	
住所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5階
電話番号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象(どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。)</p> <p>第2 被害回復裁判手続の制度的な対応</p> <p>1. 対象となる事案の範囲</p> <p>(2) 被告の範囲の見直し</p> <p>・意見の内容</p> <p>本論点は、法制化に当たって事業者や事業者団体の意見を十分に聴くことが必要である。</p> <p>・意見の理由</p> <p>・法人格否認の法理とは別に規律を設ける必要性が不明確である。</p> <p>・さらに、どのようなケースにおいて共同不法行為責任を認めるのかが不明確であり、事業者に対して過度な委縮効果を招く恐れもある。</p>

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

(1枚につき1つの意見を記載してください。)

複数意見の場合 (3枚目/7枚中)

氏名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職業	
住所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル5階
電話番号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象(どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。)</p> <p>第2 被害回復裁判手続の制度的な対応</p> <p>1. 対象となる事案の範囲</p> <p>(4) 支配性の要件の考え方</p> <p>・意見の内容</p> <p>本論点は、解釈の明確化の前に、事実確認、及び事業者や事業者団体の意見を十分に聴くことが必要である。</p> <p>・意見の理由</p> <p>・審理の迅速化や多数の消費者の迅速救済がそもそもの趣旨と考える。それを没却しないように、「当該要件について過度に厳格に運用すること」(報告書17ページ)とは具体的にどういったケースなのか、具体的にどのような場合にどういった運用が考えられるのか、など具体的な内容を明確にした上で、さらに検討する必要がある。</p> <p>・また、支配性要件が理由で救済されない事案があるのかどうかについても明らかではなく、どのような事案がそれに該当するのかを明確にする必要があるのではないか。</p>

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

(1枚につき1つの意見を記載してください。)

複数意見の場合 (4枚目/7枚中)

氏名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職業	
住所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5階
電話番号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象(どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。)</p> <p>第2 被害回復裁判手続の制度的な対応</p> <p>2. 共通義務確認訴訟における和解</p> <p>・意見の内容</p> <p>本論点は、条文の削除に反対する。</p> <p>・意見の理由</p> <p>・消費者の授権なしに勝手に条件面等で和解することは、想定できない。事業者にとって、和解に加入する消費者数や和解金総額等の明確な見通しが無い中で和解案を検討するのは困難である。</p> <p>・また、一段階目の訴訟で和解しても、事業者にとって個別の消費者からの訴訟リスクは残り、結局訴訟リスクは同じと言わざるを得ない。</p> <p>・和解の範囲を広げるということであれば、一段階目、二段階目でどのような和解があり得るか、慎重な検討が必要である。</p> <p>・事業者が第三者に寄付を行うことを合意する和解については、そもそも個々の消費者の被害救済が原則であることから、更なる議論と検討が必要である。</p>

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

(1枚につき1つの意見を記載してください。)

複数意見の場合 (5枚目/7枚中)

氏名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職業	
住所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル5階
電話番号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象(どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。)</p> <p>第2 被害回復裁判手続の制度的な対応</p> <p>3. 対象消費者への情報提供の在り方</p> <p>(2) 役割分担と費用負担の見直し</p> <p>① 特定適格消費者団体及び事業者の役割分担及び費用負担の在り方の見直し</p> <p>・意見の内容</p> <p>事業者の個別連絡義務及び公告に要する一定額の支払い義務に関する規定の新設に反対する。</p> <p>・意見の理由</p> <p>・一段階目の訴訟提起時に対象消費者の調査が十分に行われ、訴訟に至るまでに、一定程度の消費者の声は集まっており、それら消費者との連絡体制は一定程度整っていることが想定される。</p> <p>・通知に関する費用について、これまでの整理を越えて、事業者が負担する根拠が十分とは言えない。</p> <p>・仮に一段階目の訴訟提起時に対象消費者の範囲の調査が不十分であったとしても、簡易確定手続の際に、事業者による対象消費者の情報の特定適格消費者団体への開示があれば、特定適格消費者団体において遺漏なく通知ができるものと考えられる。</p>

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

(1枚につき1つの意見を記載してください。)

複数意見の場合 (6枚目/7枚中)

氏名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職業	
住所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5階
電話番号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象(どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。)</p> <p>第2 被害回復裁判手続の制度的な対応</p> <p>3. 対象消費者への情報提供の在り方</p> <p>(3) 情報提供の実効性を高めるための方策</p> <p>① 保全手続の導入</p> <p>・意見の内容</p> <p>提訴の前や認容判決の前に情報保全を命じる手続を導入することについては反対する。</p> <p>・意見の理由</p> <p>・報告書では、判決より前に情報を保全する必要性が明らかではないと考えられる。</p> <p>・また、仮に情報保全の必要があるとしても、保全の必要性及び共通義務の存在の疎明だけでなく、例えば事業者による情報隠ぺい又は破棄の可能性があることや共通義務が存在することの立証が必要ではないか。</p>

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見

(1枚につき1つの意見を記載してください。)

複数意見の場合 (7枚目/7枚中)

氏名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職業	
住所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル5階
電話番号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	<p>※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象(どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。)</p> <p>第2 被害回復裁判手続の制度的な対応</p> <p>4. 実効性、効率性及び利便性を高める方策</p> <p>(2) 時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方</p> <p>・意見の内容</p> <p>本論点は、法制化に当たって事業者や事業者団体の意見を十分に聴くことが必要である。</p> <p>・意見の理由</p> <p>・「i) 共通義務確認訴訟が却下判決の確定又は訴えの取下げにより終了した時」(報告書31ページ)の場合は消費者側の敗訴となる場合であり、この場合に時効が完成しないことになると、同一事案での個別の訴訟が複数提起されないかどうか、慎重な議論が必要である。</p> <p>・時効が完成しない場合、事業者が保管している文書の保存期間を一定程度延長する必要が生じるが、保管に関する費用増や個人情報の扱いも考慮する必要がある。</p>